

**青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 1 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方自治法の一部改正に伴い、兼業の禁止にかかる読替規定について、
所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
の一部を改正する条例**

第 1 条 青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成
1 6 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「法第 9 2 条の 2 および」を「法第 9 2 条の 2 中「当該普
通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その
他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が
対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第 1 4 2 条、第 1 8 0 条
の 5 第 6 項及び第 2 5 2 条の 2 8 第 3 項第 1 0 号において同じ。）をする
者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方
公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から
政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一
の行為をする法人」とあり、」に改める。

第 2 条 青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第11条中「第10号」を「第12号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。